

告示

埼玉県告示第七百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
所沢にこ歯科医院 フランスタワー所沢院	所沢市東町一二一〇フランス タワー所沢二階	令和六年五月一日
はせがわファミリー 歯科	志木市幸町一八一五〇東京電 力パワーグリッド志木支社一F	令和六年六月二十四日